

令和6年第1回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和6年1月12日（金） 午前9時30分から午前10時20分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏

教育長職務代理者 小出正文

教育委員 後藤明美

教育委員 鈴木森晶

欠席者 教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司

教育参事 小出泰司

学校教育課長 菊地智行

生涯学習課長 栗山直樹

教育専門員 小坂井美衣

書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第1号 令和6年度全国学力・学習状況調査への
対応について

(2) 報告第1号 令和5年度末・令和6年度初めの学校行
事の割振りについて

(3) 報告第2号 令和6年度豊山町教育委員会年間行事
計画表について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和6年第1回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年12月1日に開催いたしました令和5年第12回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第12回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 新しい年になり、最初の教育委員会会議であります。今年もよろしくお願いいたします。

地震災害や航空機事故など暗い幕開けの年となりました。能登半島地震の被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げます。学校をはじめ教育関連の情報は昨日あたりから少しずつ伝えられていますが、この大惨事を豊山町に置き換えてみた場合、自分たちは何をどう備えておくべきか、すべての行政分野においてさらなる対策を講じるなど、でき得る限りの教訓を学ぶ必要があります。

私は今回の事件や事故の報道に触れ、言葉の持つ力というものを深く考えさせられました。津波警報などを知らせるNHKのアナウンサー、航空機から乗客を冷静に避難誘導させた乗務員、いずれも無駄な表現をそぎ落とした簡潔明瞭な意思表示、つまり言語の持つ力のお手本だったように思います。

明確な意思表示をためらい、あるいは強く言うことを敬遠し、無難な言葉遣いが、いつの間にか好意的に受け入れられる社会になっています。SNSなど情報社会の進展と無関係ではないと推察します。

NHKのアナウンサーや航空機の乗務員は、私たちには想像もできない訓練や研修を積み重ねているようです。書物や新聞をよく読み、日常的に言葉の基本を学ぶ訓練も怠っていないとのこと。

命の危険が迫る、あるいは理性を保てるぎりぎりの状況など極限の状態、的確に冷静に自らの意思表示ができる人たちに心から敬意を表したいと思いました。

事 務 局 長 : この間の事業報告をいたします。

1 2月2日に、愛・地球博記念公園で第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されました。豊山町は、町村の部第9位でした。

1 2月3日に、豊山グラウンドで少年野球教室を行いました。

1 2月5日に、第17回JKJO全日本ジュニア空手道選手権大会出場選手の表敬訪問がありました。志水小学校5年生の男子が、フルコンタクトの種目で準優勝しました。

1 2月8日に、町内校長会議を行いました。

1 2月26日に、第11回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しました。

1 月4日に、豊山町二十歳の集いを開催しました。

1 月10日に、町内校長会議を行いました。

1 2月4日から1 2月15日まで、豊山町議会第4回定例会がありました。

【一般質問等の内容を抜粋して説明】

【日程第3 付議案件】

- 教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。
「議案第1号 令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について」、事務局から説明をお願いします。
- 教 育 参 事 : 一説明一
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 小 出 委 員 : 全国学力・学習状況調査は、いわゆる学力テストと同様の認識で良いですか。
- 教 育 参 事 : はい。
- 小 出 委 員 : これまでも、同様の調査を行っていましたか。
- 教 育 参 事 : 毎年行っていますが、年によっては英語や理科を行う年もあります。
- 小 出 委 員 : 児童生徒に対する質問調査も、これまで行われていましたか。
- 教 育 参 事 : これまでも行っていました。教科の試験が終わった後に行っています。質問内容は、経年変化がわかるように例年同じものが多いですが、年によっては追加で質問が入ることもあります。
- 小 出 委 員 : 今年はオンラインで行うとのことですが、その他に今年から変更になる点はありますか。
- 教 育 参 事 : 現時点では、大きな変更点をご説明のとおり2点です。オンラインで行うため、通信状況や操作に不慣れな子がないか等が心配されますが、過去にもタブレットを使用しての調査に回答したことはありま

すので、スムーズに実施できるのではないかと考えています。

教 育 長 : 全国学力・学習状況調査は、学力テストだけでなく、児童生徒を取り巻く学習環境を調べたいとのことで始まりました。睡眠時間やテレビゲームの時間といった、学校では見えない家庭での状況等を垣間見ることができます。

教 育 参 事 : 教育委員会会議でも、国や県と比較して、豊山町の傾向等を報告しています。

鈴 木 委 員 : 今年の話ではありませんが、リスニングについて。大学入学共通テストは、エラーなく行っていますが、全く違うシステムを使ったのでしょうか。

以前も発言したことがあります。結果の取り扱いに配慮するように、とは言われていますが、できる範囲で情報公開をして、子どもたちがどの辺りにいるのかを自身で認識してもらえると良いと思います。結果の活用方法を見据えていく必要があります。

教 育 長 : ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第1号は、原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和5年度末・令和6年度初めの学校行事の割振りについて」、事務局の説明を求めます。

教 育 参 事 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

(特になし)

教 育 長 : 続いて「報告第2号 令和6年度豊山町教育委員会年間行事計画表について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 小学校と中学校の運動会や修学旅行は、今年度と同じくらいの時期に開催予定ですか。

教 育 参 事 : 多少のずれがあるかもしれませんが、小学校の運動会は例年どおり行う予定です。中学校は例年9月ですが、熱中症対策で時期をずらす可能性があります。

宿泊を伴う行事については、概ね今年度と同時期を予定していますが、小学校の修学旅行は11月の月上旬に変更予定であると聞いています。

小 出 委 員 : アメリカグラント郡との交流で、現地の方が来る時期や生徒が渡航

する時期は決まっていますか。

事務局長： グラント郡の生徒が来日する時期は聞いていませんが、グラント郡への渡航時期は、夏頃を目途に準備を進めていると聞いています。

学校教育課長： グラント郡との交流事業は国際交流の一環として行っています。教育委員会ではなく、企画課が主体となって進めているところです。

教育長： 交流事業の件は、進捗がありましたら報告してください。
その他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教育長： 次に「その他」の事項に入ります。
事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育課長： 一連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

閉会の宣告（午前10時20分）

教育長： これをもちまして、令和6年第1回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和6年第1回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和6年1月12日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 議案第1号 | 令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について |
| (2) 報告第1号 | 令和5年度末・令和6年度初めの学校行事の割振りについて |
| (3) 報告第2号 | 令和6年度豊山町教育委員会年間行事計画表について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第1号

令和6年度全国学力・学習状況調査への対応について

令和6年度全国学力・学習状況調査に下記のとおり対応することについて、議決を求める。

令和6年1月12日提出

豊山町教育委員会教育長 北川昌宏

記

令和6年度全国学力・学習状況調査に参加する。

提出理由

この案を提出するのは、文部科学省の通知に基づき、調査への参加の方針を定める必要があるからである。



5 文科教第 1356 号
令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
藤原 章夫

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
 - ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等
- (ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会

② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③ 指定都市教育委員会

④ 教育委員会

⑤ 学校

⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

- ② 各学級の状況
 - ③ 各児童生徒の状況
 - ④ 各児童生徒に関する個人票
- (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

- ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
- (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
 - (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式(以下「PBT」(= Paper Based Testing)という。)もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム(以下「MEXCBT」という。)によるオンライン方式(以下「CBT」(= Computer Based Testing)という。)で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

5. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1単位時間相当

外国語：1.3単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6. と同様とする。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査7. (2)と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5)イ(ア)と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2)と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年4月18日(木)

2. 時間割モデル

◆小学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (45分)	算数 (45分)

指定日	
	児童質問調査 (20分程度)

◆中学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)

指定日	
	生徒質問調査 (20分程度)

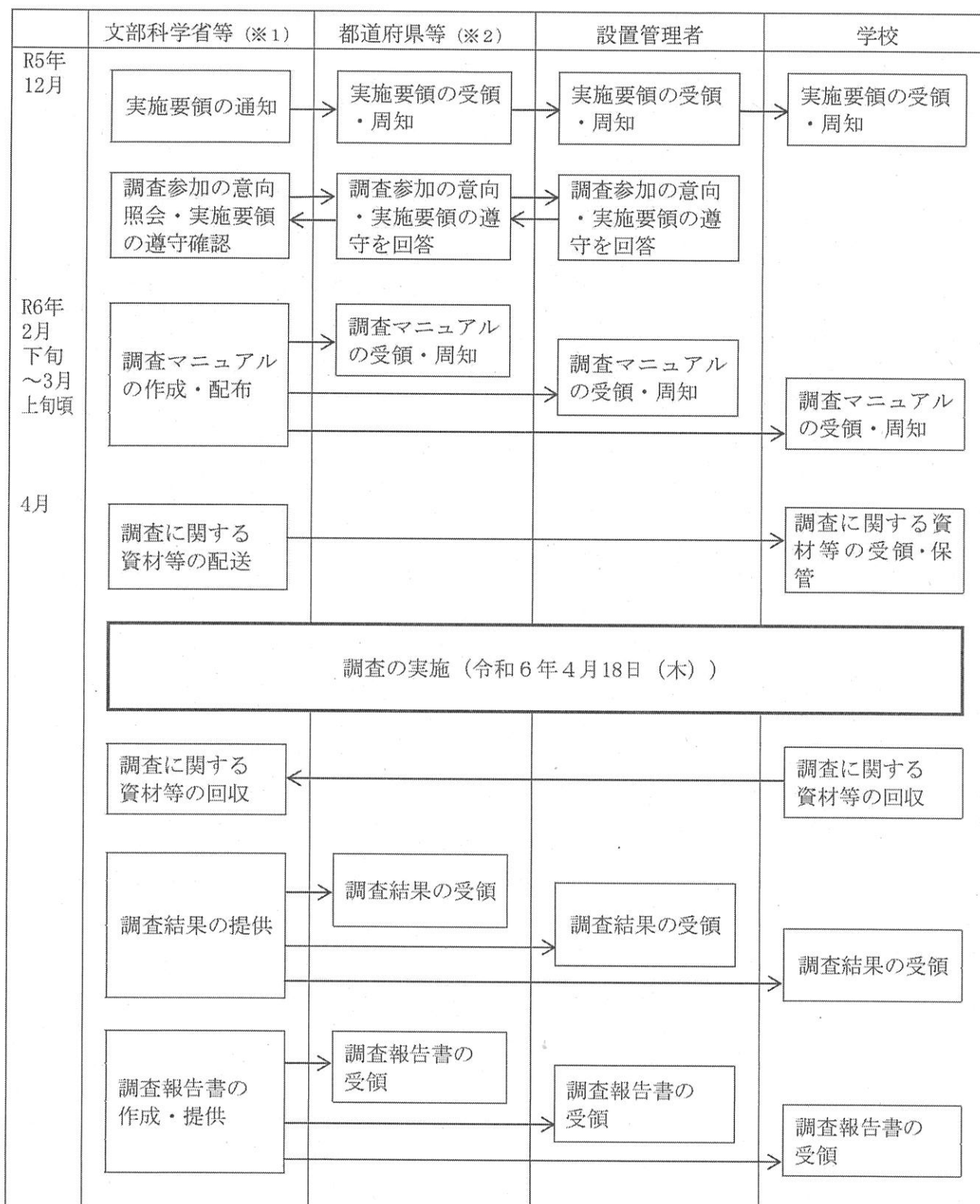
<補足>

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(金)から4月30日(火)まで可能である。

※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用するICT端末等を用いて、日程を分散の上実施する(実施期間は4月10日(水)～4月30日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査(2問程度)も実施することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

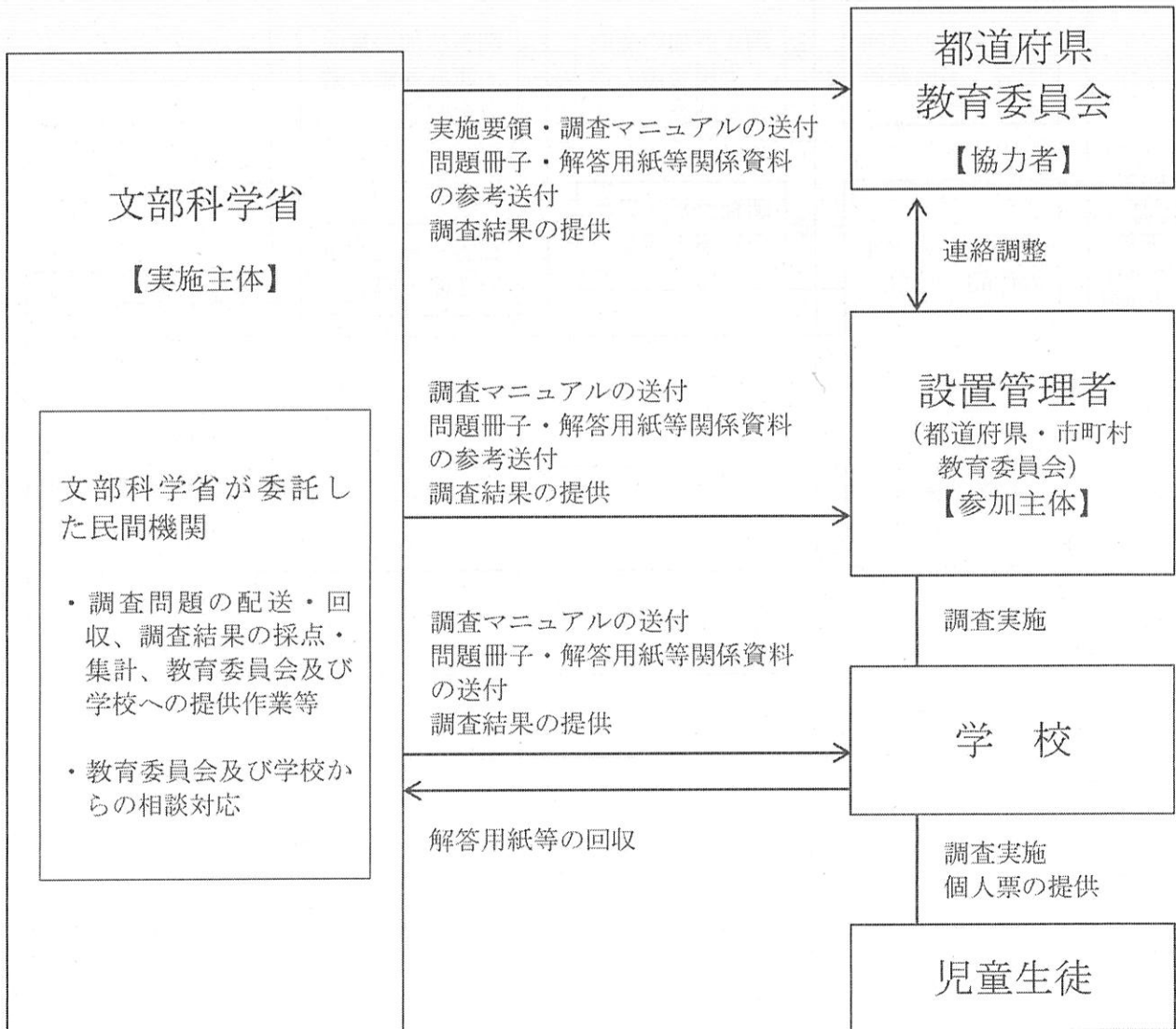


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

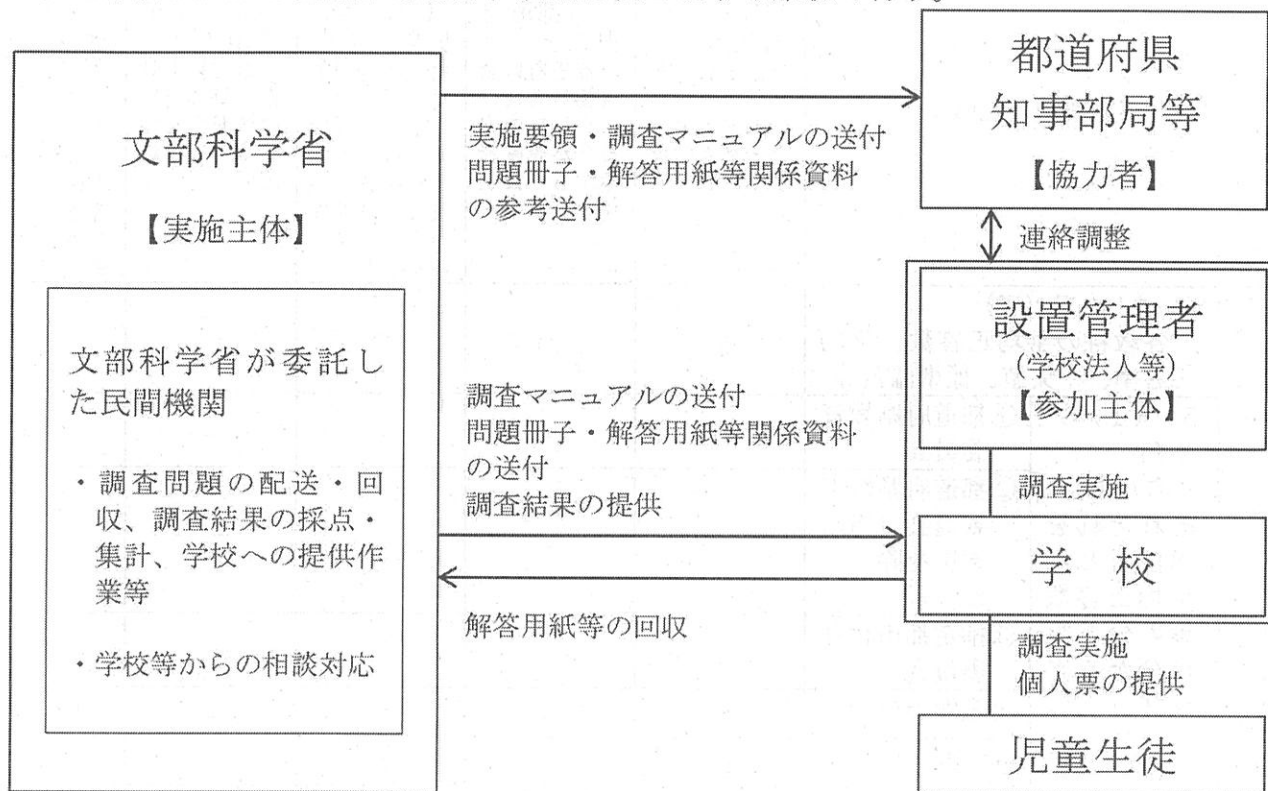
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



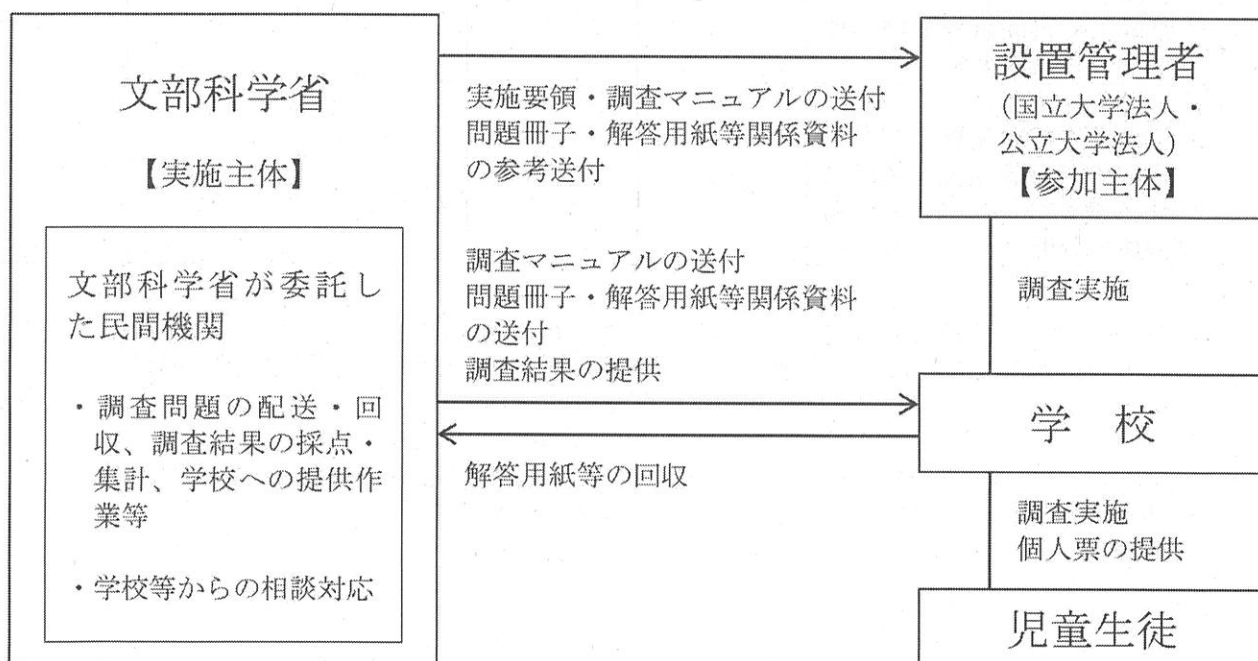
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア (ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の 状況又は国・公・私立学校 別の状況)	5.(2)ア (イ)都道府 県ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (ウ)都道 府県(指定 都市を除く。)ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (エ)指定 都市ごと (指定都市教 育委員会が設 置管理する学 校全体の状 況)	5.(2)ア (オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況) ※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均 正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア (イ) ・右の欄の それぞれを 単位とした 平均正答数 等の分布等 が分かるグ ラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率 等 ・各教科の設問ごとの解答類 型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況と教科に 関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

報告第1号

令和5年度末・令和6年度初めの学校行事の割振りについて

令和5年度末・令和6年度初めの学校行事の割振りについて、別紙のとおり報告いたします。

別紙

令和5年度末・令和6年度初め 学校行事の割振り

		豊山小学校	新栄小学校	志水小学校	豊山中学校
教育委員会	小出職務代理	—	入学式	卒業式	卒業式 入学式
	後藤委員	卒業式	—	入学式	卒業式 入学式
	鈴木委員	入学式	卒業式	—	卒業式 入学式
	志水委員	入学式	—	卒業式(保護者)	卒業式 入学式(保護者)
町特別職	町長	—	入学式	卒業式	卒業式 入学式
	副町長	卒業式	—	入学式	—
	教育長	入学式	卒業式	—	卒業式 入学式

※ PTA 総会では、教育委員会の参加はありません。

令和5年12月開催の町内校長会議にて協議の結果【参加】

令和5年度 卒業式	中学校	3月6日(水)	開式 午前9時30分	体育館
	小学校	3月19日(火)	開式 午前9時30分	講堂又は体育館
	式典時の服装：平服 令和4年度、来賓は参加せず			

令和5年12月開催の町内校長会議にて協議の結果【参加】

令和6年度 入学式	中学校	4月5日(金)	開式 午前9時30分	体育館
	小学校	4月4日(木)	開式 午前9時30分	講堂又は体育館
	式典時の服装：平服 令和5年度、来賓は参加せず			

令和5年12月開催の町内校長会議にて協議の結果【不参加】

令和6年度 PTA総会	中学校	4月22日(月)		体育館
	小学校	4月25日(木)		講堂又は体育館
	以前の服装：平服 令和5年度、来賓は参加せず			

報告第2号

令和6年度豊山町教育委員会年間行事計画表について

令和6年度豊山町教育委員会年間行事計画表について別紙のとおり報告します。

令和6年度(2024年度)

年間行事計画表(案)

R6.1.12現在

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	月 辞令交付式	1	水	1	土	1	月	1	木	1	日	1	火 教委定例会	1	金 教委定例会	1	日	1	水	1	土	1	土
2	火	2	木	2	日	2	火	2	金 教委定例会	2	月 2学期始業式	2	水	2	土	2	月	2	木	2	日	2	日
3	水	3	金	3	月	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	3	火	3	金	3	月	3	月
4	木 小学校入学式 教委定例会(PM1:30~)	4	土	4	火	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	火
5	金 小学校始業式 中学校入学式、始業式	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	5	土	5	火	5	木	5	日	5	水	5	水
6	土	6	月	6	木	6	土	6	火	6	金 教委定例会	6	日	6	水	6	金 教委定例会	6	月	6	木	6	木
7	日	7	火	7	金 教委定例会	7	日	7	水	7	土	7	月	7	木	7	土	7	火 3学期始業式	7	金	7	金 中学校卒業式
8	月	8	水	8	土	8	月	8	木	8	日	8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	土
9	火	9	木	9	日	9	火	9	金	9	月	9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	日
10	水	10	金 教委定例会	10	月	10	水	10	土	10	火	10	木	10	日	10	火	10	金 教委定例会	10	月	10	月
11	木	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土	11	火	11	火
12	金	12	日	12	水	12	金 教委定例会	12	月	12	木	12	土	12	火	12	木	12	日	12	水	12	水
13	土	13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	木
14	日	14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	14	月	14	木	14	土	14	火	14	金 教委定例会	14	金
15	月	15	水	15	土	15	月	15	木	15	日	15	火	15	金	15	日	15	水	15	土	15	土
16	火	16	木	16	日	16	火	16	金	16	月	16	水	16	土	16	月	16	木	16	日	16	日
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土	17	火	17	木	17	日	17	火	17	金	17	月	17	月
18	木	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	18	金	18	月	18	水	18	土	18	火	18	火
19	金	19	日	19	水	19	金 1学期終業式	19	月	19	木	19	土	19	火	19	木	19	日	19	水	19	水 小学校卒業式
20	土	20	月	20	木	20	土	20	火	20	金	20	日	20	水	20	金	20	月	20	木	20	木
21	日	21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	21	月	21	木	21	土	21	火	21	金	21	金
22	月 中PTA総会	22	水	22	土	22	月	22	木	22	日	22	火	22	金	22	日	22	水	22	土	22	土
23	火	23	木	23	日	23	火	23	金	23	月	23	水	23	土	23	月 2学期終業式	23	木	23	日	23	日
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土	24	火	24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	月 教委定例会(予定) 小中学校修了式
25	木 小PTA総会	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	火
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	26	土	26	火	26	木	26	日	26	水	26	水
27	土	27	月	27	木	27	土	27	火	27	金	27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	木
28	日	28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	28	月	28	木	28	土	28	火	28	金	28	金
29	月	29	水	29	土	29	月	29	木	29	日	29	火	29	金	29	日	29	水			29	土
30	火	30	木	30	日	30	火	30	金	30	月	30	水	30	土	30	月	30	木			30	日
		31	金			31	水	31	土			31	木			31	火	31	金			31	月 退職者辞令交付式